

作成日 令和 6年10月10日

令和 6年度 施行

# 農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託

( 農 林 課 農 林 企 画 係 )

公示用

農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託

項目	単価	数量	単位	金額	摘要
計画・準備					
測量技師	人日	0.41			
測量技師補	人日	1.33			
パソコン	日	1.33			
雑器材	式	1.00			
雑費	式	1.00			
計 ①					
農振地図データ更新					
測量技師	人日	1.64			
測量技師補	人日	2.66			
パソコン	日	2.66			
雑器材	式	1.00			
雑費	式	1.00			
計 ②					

農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託

項目	単価	数量	単位	金額	摘要
林地台帳情報更新					
測量技師	人日	2.86			
測量技師補	人日	3.78			
パソコン	日	3.78			
雑器材	式	1.00			
雑費	式	1.00			
計 ③					
森林計画図取込					
測量技師	人日	0.21			
測量技師補	人日	1.23			
パソコン	日	1.23			
雑器材	式	1.00			
雑費	式	1.00			
計 ④					

農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託

項目	単価	数量	単位	金額	摘要
成果とりまとめ					
測量主任技師	人日	0.41			
測量技師	人日	0.82			
測量技師補	人日	1.02			
パソコン	日	1.02			
雑器材	式	1.00			
雑費	式	1.00			
計 ⑤					
小計(①+②+③+④+⑤)					
諸 経 費					
再 計					
改 め					
消 費 税 10 %					
合 計					

農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託  
仕様書

令和6年10月

芽室町 農林課

# 第1章 総則

## 第1条 (業務名)

農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託

## 第2条 (適用)

本仕様書は、芽室町（以下「委託者」という。）と受託者が行う「農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第3条 (目的)

本業務は、農業用地図情報システム（以下「システム」という）の農業振興地域データ及び林地台帳、森林計画データについて、正確かつ最新の状態に保つことを目的とする。

## 第4条 (業務の期間)

契約締結日から令和7年3月24日までとする。

## 第5条 (準拠する法令、図書及び基準等)

本業務は、本仕様書によるほか、下記の法令、図書及び基準等に準拠して行うものとする。

- (1) 食料・農業・農村基本法（平成11年法律106号）
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）、同施行令、同施行規則
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、同施行令、同施行規則
- (4) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (5) 農業振興地域制度に関する参考様式集
- (6) 農業振興地域制度事務必携
- (7) 市町村農業振興地域整備計画変更事務取扱要領
- (8) 森林法（平成28年5月改正）
- (9) 森林法施行令（平成28年12月改正）
- (10) 森林法施行規則（平成28年3月改正）
- (11) 森林経営管理法（平成31年4月1日施行）
- (12) 森林管理法施行令（平成31年4月1日施行）
- (13) 森林管理法施行規則（平成31年4月1日施行）
- (14) 森林管理法の運用について（平成30年12月通知）
- (15) 森林経営管理法の事務の手引き（平成31年3月改正）
- (16) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）
- (17) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (18) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (19) 国土調査法（昭和26年法律第180号）

- (20)芽室町個人情報保護条例（平成 10 年条例第 49 号）
- (21)芽室町町財務規則及び諸規則（平成 7 年規則第 29 号）
- (22)その他関係法令及び規則等

## 第 6 条（主任技術者）

受託者は、本業務の実施にあたり、業務に精通した主任技術者を選任しなければならない。

## 第 7 条（書類の提出）

受託者は、本業務の着手・完了にあたり下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届

## 第 8 条（再委託）

受託者は、本業務の契約にあたり、事前に再委託の範囲及び再委託先を委託者に提示して承認を得た場合に限り、再委託を行うことができる。

## 第 9 条（打合せ協議）

受託者は、業務の実施にあたり、委託者と必要に応じて適宜打合せを行うものとする。ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況により、訪問による打合せ協議の実施の可否やリモートでの打合せを行うなど、委託者と協議の上で実施するものとし、リモートでの打合せ協議も協議回数に含めるものとする。

## 第 10 条（機密保持）

受託者は、本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、受託者は、個人情報の漏えい防止等の適切な管理体制を講じるものとする。

## 第 11 条（情報管理及び品質管理）

受託者は、情報の管理及び品質管理の観点から、契約までに下記の認証を取得していることとする。

- (1) IS09001（品質マネジメントシステム）
- (2) IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (3) プライバシーマーク（個人情報保護マネジメントシステム）

## 第 12 条（貸与資料等の取り扱い）

本業務において、委託者より貸与される資料等について、受託者はその重要性を認識し、破損、紛

失、盗難等の事故がないよう取り扱いには充分注意するとともに、使用後は速やかに返却すること。  
万一、破損等した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

#### 第 13 条（検査）

業務完了後は、受託者は委託者の検査を受けなければならない。本業務は、検査の合格をもって完了とする。

#### 第 14 条（契約不適合責任）

委託者は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、成果物の修補または代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。受託者は、契約不適合について、速やかに成果物の修補または代替物の引き渡しによる履行の追完を行うものとする。また、これに要する費用は受託者の負担とする。

#### 第 15 条（疑義）

本業務において、本仕様書に明示のない事項等について疑義が生じた場合は、委託者と受託者がその都度協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行すること。



## 第2章 業務内容

### 第16条（業務概要）

本業務の概要は下記の通りとする。なお、使用するシステムの地籍図データは本業務の性質を考慮し、最新時点のものを利用することとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 農振地図データ更新
- (3) 林地台帳データ更新
- (4) 森林計画図データ更新
- (5) 成果とりまとめ

### 第17条（貸与資料）

本業務の貸与資料は以下の通りとする。

- (1) 農振除外申請書（測量図含む）
- (2) 林小班変更記録（E x c e l）
- (3) 森林計画図（S h a p e）
- (4) 森林簿（E x c e l）
- (5) 森林土地所有者届出書
- (6) 土地課税台帳（E x c e l）
- (7) システムバックアップデータ
- (8) その他必要と認められる資料

### 第18条（計画・準備）

#### (1) 事前協議

受託者は、本業務における事前協議を委託者と実施するものとし、作業上の不明点等については必要に応じて協議を行うこと。

#### (2) 作業計画策定

受託者は、調査の前提条件の確認を行うとともに、調査の実施手法や手順、工程等を検討し、業務全体の作業方針及び工程計画を立案して業務計画書を作成すること。

#### (3) 作業環境構築

業務を効率的に実施するため、調査に係る資機材の調整を行い、作業環境を整備すること。

#### (4) 借用資料確認・分析

受託者は、本業務の実施に必要な資料等の収集整理を行い、内容を把握すること。また受託者は、本業務を行うために必要な資料を整理し、情報提供の準備を行うこと。

## 第 19 条（農振地図データ更新）

### (1) 農振除外申請箇所反映

受託者は、委託者より貸与された農振除外申請書を基に、農業振興地域データの更新を行う。

なお、地積測量図において、筆界点座標値が記載されているものについては、その座標値をすべて入力し、終点については、線上への補正・交点計算・既存点接合等により修正を行う。

また、座標値による分筆処理が困難な場合はイメージ分筆等の 処理を行い修正するものとする。

### (2) 登記済地番及び当該年除外申請地番の対差

受託者は、(1)で実施した作業結果を基に、前年登記完了地番との照合作業を行い、その結果を E x c e l 形式で委託者へ納品する。

なお、登記完了地番と農振地図とのアンマッチ解消作業は行わないものとする。

## 第 20 条（林地台帳データ更新）

受託者は、委託者より貸与された林小班変更記録、森林簿、森林土地所有者届出書、土地課税台帳をもとに林地台帳の地番関連情報、林小班関連情報、森林経営計画の認定情報及び公益的希望別施業森林の更新を行い、関連情報を再作成するものとする。

## 第 21 条（森林計画図データ更新）

受託者は、委託者より貸与された森林計画図をもとに森林計画図情報を更新するものとする。

## 第 22 条（成果とりまとめ）

受託者は、第 19～21 条で作成した各種データについて、システム用データとして登録可能な形式にて作成するものとする。

なお、システムに登録する際に発生する費用等については、受託者の負担とする。

## 第3章 成果品

### 第23条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) システム用登録データ | 1式 |
| (2) 作業報告書      | 1式 |

### 第24条（納品場所）

本業務の成果品の納品場所は芽室町税務課とする。

### 第25条（権利の帰属）

本業務による成果品の著作権及び所有権は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、既存の著作物（受託者保有のパッケージソフトウェア・市販のソフトウェア等）については適用外とし、委託者は使用期間中におけるライセンス（使用权）の提供を受けるものとする。

以上